

令和6年5月24日

大田区議会議長

押見隆太様

防災安全対策特別委員長

三沢清太郎

防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。

これまでの調査・研究結果について報告する。

(1) 防災対策について

① 災害対策の強化について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。区は防災会議を令和5年度に2回開催し、『大田区地域防

災計画』を地域の防災力を強化していくために常に実効性のある計画とするため、また、東京都が令和4年に公表した新たな被害想定への反映及び『東京都地域防災計画令和5年修正』との整合を図ることを目的とし、協議を行った。

また、各種被害を想定した訓練を行う中で、令和5年は関東大震災から100年という契機を捉え、発生が懸念される首都直下地震等の大規模災害に的確に対応するため、東京消防庁や自衛隊と合同での訓練が行われた。これらの訓練は現地対策本部の支援、各方面本部との情報共有・連携、現地と本庁舎との情報交換要領の会得等を目的とし、実際に起こりうるケースを想定し、区への対応要領の検証や各機関との連携向上を図った。

委員からは、区から参加する職種について質疑があり、区からは、現状は限定的な職員参加となるが、今後訓練がステップアップしていき、職員がさらに参加していく方法について研究していくとの回答があった。

さらに、災害時には必要な情報が的確に区民に届き、適切な行動が取れるようにすることが求められる。区では、大田区防災ポータルサイトや防災アプリ等で情報発信しているが、より確実に、また外国人を含め幅広く伝わるようにするため、緊急時のプッシュ通知や防災無線放送内容の文字による提供、対応言語の拡充等を行い、日々機能改善を検討し実行している。

このように、ハードとソフトの両面にわたり、地域や関係機関等と一体となって総合防災力の強化を進めている。区民の生命と財産を守るため、本委員会では、この新たな被害想定を踏まえ、予期される首都直下地震等へのさらなる備えについて、引き続き研究を重ねていく。

② 風水害対策の強化について

区では、区内に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風の教訓をもとに、地域防災計画を見直すなど風水害対策の強化に取り組んでいる。大規模水害発生への危機が差し迫った緊急時に、自らの判断で最善の防災行動を選択できるよう、防災意識の普及啓発を図ることを目的として、全区民を対象にインターネット等の情報媒体を活用した水防災講演会と、マイ・タイムライン講習会を実施した。

水防災講演会では、首都圏の河川の歴史の変遷や、大田区の地形的特徴を踏まえた水害についての講義がなされ、ハザードマップの解説やマイ・タイムラインの作成の重要性についても参加者に理解を深めていただく内容であった。

また、マイ・タイムライン講習会は、マイ・タイムライン作成を通じて、自らの水害リスクの正確な理解、普段の備えと自身の避難のタイミングを考える自助の意識向上を一層図る目的で行われた。本講習会は風水害に関する基礎知識を説明し、マイ・タイムラインを作成、その後、作成したマイ・タイムラインを活用したワークショップを内容として実施した。

委員からは、他のイベントにおいてマイ・タイムラインの存在が一般の区民の方へ浸透していないと危惧しているところであり、本講習会の新たな参加者確保への取り組みはもちろんのこと、過去に参加いただいた方にも再度来ていただくような内容・広報の充実を要望する意見があった。

区からはこれまで本講習会では大田区独自の作成ツールを使用していたが、今回から小中学校で配布されている東京都のものと一本化することで、家庭内でもより取り組みやすい工夫を行っており、各事業の開催時期についても引き続き検討していくとの報告があった。

震災や風水害等の大規模な自然災害の際には、行政が住民の生命や財産を守ることはもちろん、同時に自助、共助の取り組みの推進が重要である。本委員会としては、自助の防災意識を高めるための、マイ・タイムラインの普及をはじめとした区民の安全・安心を守る施策等、調査・研究を深めるとともに、地震対策にあわせ強化した風水害対策の推進を図っていくことを区に求めていく。

③ 土砂災害関係対応について

東京都は土砂災害防止法第4条における基本方針に基づき土砂災害警戒区域について概ね5年ごとに基礎調査を行うこととしており、区内においても現在指定されている土砂災害警戒区域及び新規指定の可能性がある箇所の基礎調査が改めて行われることになった。今後、調査状況について東京都と情報交換を行い、新規に指定される箇所について住民説明会等が必要となった場合、協力して対応する旨の報告があった。

委員からは、土砂災害警戒区域内の住民に対して、ポスティングでの周知のみでなく、各種ホームページや講習会等を通じて周知するとともに、区域内住民に限らず周辺住民に対しても周知を行っていただきたいとの意見があった。

また、令和5年6月に発生した台風に伴い、区内で発生した擁壁及び宅地の一部崩落事故について、区は所有者に対し安全措置に係る指導、緊急安全措置を経て、9月22日に行政代執行に着手、10月20日に工事完了した。本工事で大型土のうと流動化処理土によって地盤の安定化を図ることにより、がけ崩落による建築物倒壊等の危険性を回避した。今後も引き続

き土地所有者等に対して、恒久的な安全性を確保するため指導を行う一方、関係機関との緊密な連携のもと、周辺住民の安全・安心に向けた取り組みを行う旨報告があった。

委員からは区の対応について確認が行われ、行政代執行後もがけの監視を続け、区から近隣住民に周知できるような体制についての要望があった。今後のがけ所有者とのやり取りにおいて、具体的な期限について改めて整理いただく旨の要望があった。

区からは当該地域のみでなく、土砂災害警戒区域の住民がいざという時の適切な避難行動のため、対象世帯に対し啓発チラシを配布することで防災意識の向上を引き続き図っていくとのことであった。

本委員会としては、地域の実情等を的確に捉え、区民や周辺住民に対し、より有効に防災意識の啓発を図れる周知方法等についても、引き続き調査・研究を行っていく。

④ 大田区総合防災訓練について

区は、大規模災害から区民の命と財産を守るために、災害対策基本法、大田区地域防災計画等に基づき、大田区総合防災訓練を行っている。本訓練では、防災意識の普及啓発を図ることを目的に、防災関係機関等と連携し、自助・共助・公助の防災力向上に資するよう実施をしている。令和5年度は区民意識調査で「イベント型の防災訓練への参加希望」との意見が多かったことを踏まえ、体感型防災アトラクションを風水害編、震災編ともに実施した。共助を体験するために、グループで制限時間内に防災に関するミッションをクリアしていくもので、災害時と同じような雰囲気を感じながら進めていくという趣旨で行われた。

参加された方からも非常に好評を得た本事業について、委員からは次年度以降も開催するとともに好評を得ていることから、実施回数増の要望があった。また、多くの方が防災について触れることができる機会のため、消防団や災害時支援ボランティア募集を行う広報ブース設置に関する意見を踏まえ、実際に警察・消防・自衛隊や民間企業等の広報ブースを展開することで、参加者への防災意識の啓発を行った。

本委員会では、災害時の適切な行動がとれるよう、地域の様々な声を担当部署とすり合わせをしながら、より良い意識醸成の場を作り上げるため、引き続き調査・研究を行っていく。

⑤ 災害時医療救護活動について

区では、大規模な地震が発生した場合に備え、平成25年度から区と医師会、病院等医療関係者を構成員とする大田区災害医療連携会議を設置し、平時から災害時の医療体制について

検討している。発災直後から72時間までの間、開設する緊急医療救護所等について、災害で負ったけがの程度に応じた適切な医療が受けられるよう、病院や医師会等の協力を得ながら開設・運営訓練を行い、また、病院間や区との情報連絡を目的とする情報伝達訓練を重ねてきた。

区からは、コロナ禍を経て、令和4年度から緊急医療救護所等開設・運営訓練を再開し、令和5年度の訓練については開設・運営の手順確認に加え、病院間連携の訓練を追加して行った。また、運営者側のみでの訓練ではなく、地域の方々にも参加いただくなど、災害時の医療救護体制について、地域へも広く周知を図ったことについて報告があった。

委員からは、訓練を行う中で、災害時医療職ボランティアの方々を動線確保のための誘導員などに活用する取り組みについても検討いただきたいとの意見があった。また、他の委員からは簡易トイレ等の設営についても、原則、医師をはじめ医療従事者の皆さんも行うため、訓練の項目の中に取り入れることについて検討いただきたいとの意見があった。

その他に、区は平成29年度から災害時の医療救護体制の周知を行うことを目的に災害時医療フォーラムを実施してきた。令和5年度は、「迫る首都直下地震に備えて」をテーマに、区の防災対策からパネルディスカッションまで行った。本事業については後日、大田区公式YouTubeでも公開し、区民へ広く周知を行った。

本事業に実際に参加した委員からは、今回の周知用広報物に関して、効果的な広報活動を行うために様々な会議体でも活用いただき、地域の方々へ訓練参加のきっかけとなるようにとの要望があった。また、既に複数回本事業を行っていることから、開催場所を他の地域も含めて展開することについて今後検討いただきたいとの意見があった。

本委員会では、大規模災害から区民の生命と健康を守るため、区に対し、平時から様々な事態を想定し備えることを求めるとともに、実効性のある取り組みについて、引き続き調査・研究を行っていく。

⑥ 大田区災害ボランティア事業について

令和5年は関東大震災発生から100年の節目の年であり、区では、これまでの震災で得た教訓を通して、災害に対する意識を高めるとともに災害ボランティアへの理解を深めることを目的とし、関東大震災100年フォーラムを実施した。

今回、阪神・淡路大震災の発災当時、神戸市消防局職員として市民の救助活動にあたった方を講師として招き、当時対応した救助活動などの経験に基づいた現代都市における大震災

と火災被害の状況や防災、減災のための準備・対応に係る内容の講演会を行った。また、講演の後、パネルディスカッションを行い、学識経験者、災害ボランティア経験者、行政職員がそれぞれの知見や経験から意見交換を行い、参加者の理解促進を図った。

委員からは、今後の災害ボランティア事業の開催方針に係る意見や災害ボランティア登録に関する意見が出され、区からは、災害ボランティア事業について、「人材育成・周知・訓練」と3つの柱で図っていくよう事業の再構築を行った旨の説明があった。

近年、地震や台風等の自然災害が頻発する中、本年1月1日に能登半島地震により甚大な被害があった。大きな災害では誰もが被災者となる可能性があり、被災後の生活再建を地域でどのように行っていくかが重要となるため、災害ボランティアの必要性が改めて注目されている。

本委員会では、自然災害発生時に区民の生命と財産を守るため、ボランティアに従事する方と支援を受ける方の双方に、災害時におけるボランティア活動の相互理解が進むよう、引き続き調査・研究を行っていく。

⑦ 災害時協力協定の締結について

区は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要と認める業務について、様々な団体との協力協定の締結を推進している。令和5年度も、大規模災害発生時、区の災害時における円滑な物資受入れや輸送体制の構築を目的とした協定や応急物資の優先提供等を内容とする協定、福祉避難所として利用する場合における運営支援を目的とする協定など、様々な協力協定の締結について、進捗状況の報告があった。

委員からは、福祉避難所に関しては運営する施設長が変わった場合も協定が形骸化しないよう丁寧な関係構築に努めるとともに、実際に活用する場合に地域の方々に認識されるよう、日頃の訓練などを通じた周知をさらに図っていただきたいとの意見があった。また、応急物資の提供について、区や都が備蓄する4日目以降の食糧調達に係る調整がなされた旨の報告に対し、引き続き区民の安全のための働きかけをするよう要望があった。

また、区の外部団体との協定については、区の職員を派遣している関係性もあり、改めて外部団体の意義を踏まえ、災害時には大田区と密に連携、機能し、実効性のあるものとなるよう、引き続き区に求めていくとの要望があった。

(2) 危機管理対策について

区では、区域内における区民の生命又は財産に重大な被害を生じさせ、又は生じさせる恐れのある緊急事態への迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、大田区危機管理対策本部等設置要綱に基づき、対策本部又は対策準備室を設置することとしている。

令和5年度には、区のシステム障害や羽田空港航空機事故の際などに設置された。

システム障害の際には、区民生活への影響規模・範囲の把握、復旧状況の共有、区民への情報発信等の広報、事態収拾後の対応等を確認・共有するため本部会議を行い、障害の発生から復旧までの概要や各種影響、今後の改善策等について報告がなされた。

委員からは、対策本部の立ち上げの時期に関して、障害が発生してからある程度の復旧目標時間を設けることで、本部の立ち上げについても明確になるため、今後の計画に活かしてほしいとの意見があった。

次に、羽田空港航空機事故の際には、事故発生後、区が情報収集を開始した後、区長をトップとした一元的な情報収集と連絡体制の確立のため、大田区危機管理対策本部等設置要綱に基づき、羽田空港航空機事故対策準備室を設置した。区からは、準備室設置後、現地合同対策本部に参集し情報収集にあたったことや、近隣地域の情報収集活動及び情報発信や医療機関・国土交通省航空局と連携し、安全確保に努めたとの報告を受けた。

委員からは、庁内での情報連携体制に係る質疑や現地合同対策本部に係る指示系統についての確認がなされた。また、現地合同対策本部に参集した医師会等の医療機関との連携について、通常期の情報交流がないことから連携がうまくいかなかった課題を今後の訓練やマニュアル・計画を改善等を求める要望があった。

本委員会としては、区民の命と健康、安全な暮らしを守るため、様々な感染症等の状況や国や都の動向を注視するとともに、各種会議等を通じて危機管理対策について調査・研究を進め、引き続き、状況に応じた迅速で的確な対応を区に求めていく。

(3) 地域防犯対策について

区における特殊詐欺被害は令和5年の1年間で151件、被害金額は5億1,500万円と、3年振りに件数は減少したが、被害額は前年比約1億7,100万円増と、非常に大きな社会問題となっている。区ではあらゆる機会を通じて広報活動を行っているが、特殊詐欺被害の撲滅のためには継続的な啓発が必要である。区からは、特殊詐欺は高齢者がターゲットにされるため、高齢者に対して効果的に注意喚起を促せるよう、引き続き高齢福祉課や消費者生活センターと連携し、抑止効果の高い自動通話録音機の普及を促進するとともに、様々な広報ツ

ルを活用していくことが示された。

委員からは、様々なイベント等を通じて、高度化されている現状の被害について引き続き周知することを求めるとともに、自治会・町会や老人いこいの家など、関係機関が協力して幅広く注意喚起を行ってほしいとの意見があった。

区民を犯罪から守るためには、未然防止の施策とともに、区民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要である。本委員会では、引き続き、区に対し地域防犯対策のさらなる強化を求めるとともに、予防策の効果的な広報・啓発方法について、さらなる調査・研究を行っていく。

(4) 行政視察について

本委員会では、令和5年10月18日から19日の2日間にわたり、兵庫県の「人と防災未来センター」及び大阪府「川の駅はちけんや」へ視察に伺った。

詳細な視察報告については、「防災安全対策特別委員会 行政視察報告書」を作成したので、そちらをご参照いただきたい。

[\(防災安全対策特別委員会 行政視察報告書\)](#)

(5) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へと移行し、平時の日常を取り戻していく1年となった。区においても、変化する生活・価値観を捉えた危機管理対策をしていくことが求められている。

一方、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全・安心なまちづくりを推進していく必要がある。

また、本年1月に能登半島地震が発生し、東日本大震災や熊本地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策を進めていくことが欠かせない。東京都が発表した新たな災害想定を鑑みた新たな大田区地域防災計画についても早急な整備が求められる。そして、数十年に一度といわれる大規模な風水害が毎年のように日本の各地を襲う中、令和元年東日本台風の教訓を生かした実行性のある対策が求められている。また、このような災害による被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会
の中間報告とする。